

JLPA

保安検査実施要領

[液化石油ガス保安規則関係（第一種及び第二種製造設備関係）]

JLPA 501-2 : 2012

高圧ガス保安協会 推薦

日本LPガス団体協議会 推薦

平成 25 年 1 月 17 日 改正

一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会 特別技術委員会 審議

(一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会 発行)

J L P A 保安検査実施要領 推薦のことば

L P ガス産業の健全な発展にとって、保安の確保が必要不可欠であることは申すまでもありません。

L P ガスが一般的に普及してから60年となりますが、今日のような重要な産業へと成長できたのも自主保安活動として関係各位のたゆまぬご努力があったからと確信しております。

特に貴協会におかれましては、JLPA 501 L P ガスプラント検査基準を32年前にいち早く策定され、これまで自主保安事業を推進されて参りました。

この度、民間規格保安検査基準を補完するものとして、貴協会が中心となり、また日本L P ガス団体協議会として参画して改正された保安検査実施要領はまさしく業界自主基準と呼ぶべき画期的なものであります。

この要領がL P ガスプラントの保安確保を図るにあたって大きな力となり、業界の隅々まで浸透することを祈念します。

平成24年12月20日

日本L P ガス団体協議会
会長 松 沢 純

免責条項

(一社)日本エルピーガスプラント協会は、この保安検査実施要領（以下、要領という。）に基づくいかなる製品、建造行為、又は活動を承認、評価又は保証しません。(一社)日本エルピーガスプラント協会は、この要領の利用の結果発生する第三者の知的財産権の侵害に対して責任を負いません。この要領の使用者は、この要領に関連した活動の結果、発生する第三者の知的財産権の侵害に対し補償する責任は使用者にあることを認識し、この要領を使用しなければなりません。

(一社)日本エルピーガスプラント協会は、この規格の解釈について説明する責任を有します。

著作権に関する同意事項

(一社)日本エルピーガスプラント協会は、高圧ガス保安協会が著作権を保有する保安検査基準 [液化石油ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。）] KHKS 0850-2（2011）をこの要領に転載することについての許可及び条件について事前に承諾を得たものです。したがって、高圧ガス保安協会の事前許可無しに該当部分について本要領からの転載を禁じます。

ここに、高圧ガス保安協会の関係者及び事務局に深く感謝の意を表します。

JLPA 501-2²⁰¹² 保安検査実施要領の発刊にあたって

LPガスプラントは、一旦事故を起こすと大規模な災害につながることから、これらの保安対策に万全を期さなければならないことは、ここで改めて指摘するまでもないところであります。

当協会としてはそのため、検査の面から事故災害を防止し、LPガス産業の健全なる発展を促すことを目的として、昭和56年秋にJLPA 501 LPガスプラント検査基準の初版本を発刊いたしました。

その後、平成9年4月1日には、従来の高圧ガス取締法に代わって高圧ガス保安法と改正関係法令が施行され、また、最近の規制緩和の流れのなかで『自主保安』と『自己責任体制の確立』の考えのもと、『保安検査方法の在り方について』の制度改正と省令改正が行われ、民間規格としての『保安検査基準（告示指定）』が採用されることになり、平成17年3月30日に施行されましたことは皆様方もご承知のとおりであります。

これを機会に当協会は、この民間規格の『保安検査基準（告示指定）』を補完する目的で、それらの法令に的確に整合させ、さらに保安検査の判定基準等を具体的に明記し、また、解説等を随所に入れ、従来のJLPA 501基準の別冊として編集するとともに、高圧ガス保安協会殿並びに日本LPガス団体協議会殿のご推薦をいただき発刊いたしましたのが、今回、平成24年6月29日のKHKS 0850シリーズの改正（告示指定）を受け第1回の改正いたしました『JLPA 501-2²⁰¹² 保安検査実施要領』であります。

この要領書の改正に際しましては、多大なご指導を賜った経済産業省、都道府県、高圧ガス保安協会殿、関係団体、学識経験者の方々をはじめ、当協会の技術委員長のもとで特別分科会ワーキンググループに携わった方々に対し、深甚なる感謝の意を表する次第であります。

なお、この要領書のご利用に際しまして、さらにより一層の保安検査のご理解を深めていただくため、『JLPA 501²⁰⁰⁵ LPガスプラント検査基準』及び『JLPA LPガスプラント検査技術者必携（第1分冊～第6分冊）』を併せてご活用くださいますようご案内申し上げます。

平成24年12月20日

社団法人 日本エルピーガスプラント協会
会 長 石 井 宏 治

目 次

第1章 総 則	1
1.1 適用範囲	1
1.2 定 義*	1
第2章 保安検査	3
2.1 製造施設の検査項目及び検査方法	3
2.2 保安検査対象設備の調査	3
2.3 液石則第80条に基づく保安検査の方法等*	3
1) 製造設備が第一種製造設備である製造施設の場合	7
2) 製造設備が第二種製造設備である製造施設の場合	91
付 図 1 保安検査関連基準の体系図	92
2 日本LPガス団体協議会の概要	93
附属書 1 (規定) KHKS 0850-2 (2011) 保安検査基準 に基づく LPガス設備の開放検査周期	94
2 (参考) 保安検査結果報告書の様式 (一例)	95
検査結果詳細報告書の様式 (一例)	109
解 説	113

*印は、この要領の 解説 参照